

「第3回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会」

開催日時：令和元年5月15日（水）13：30～

委員氏名：明坂通子、大野正貴、岡田一枝、川本哲郎、田村壮児、田村裕、中島香織、廣瀬真理、山崎正雄

(司会からの説明)

委員長

本日の検討会では、委員の皆様からいただいた意見を事務局で整理し、骨子案として示していくことになっている。質疑の後、骨子案を固めていきたいと考えているので、よろしくお願ひする。

それでは早速議題に移させていただく。資料の1「県条例骨子（たたき台）に対して頂いた意見の整理表」及び資料2「高知県犯罪被害者等支援条例骨子（たたき台2）」について、事務局から説明をお願いする。

(事務局からの説明)

委員長

- ・骨子について、第9条が新しく入ったので、後の条文が一つずつ後ろにずれている。これは、皆様方からいただいた意見を、県で検討し、反映しているもの。
- ・もう一つ重要なことは、「地域社会」という文言を入れていること。以前も説明しているが、最近、北海道、埼玉、福岡等々、都道府県条例がかなり制定されている。大阪府が最新で、今年の4月に施行されており、東京都も条例を制定すると言っている。大阪の場合は、大阪府が条例を制定したので、大阪市、東大阪市等々の市町村にも条例の制定の動きが出てきている。つまり、地域で被害者の方を支えるという動きが今出てきているので、高知県としても条例を作るのは非常に時宜にかなってると、タイミングがいいということは前にも申し上げたところ。そこで、「地域社会」という文言を入れたらどうかという提案が幾つかあり、骨子案の中に取り入れていただいている。
- ・もう一つは、犯罪被害者の方の二次被害が大きいということで、二次被害の文言を各所に入れて強調すべきではないかという提案があり、取り入れていただいたという2点が大きいところ。
- ・具体的な策について、条例には書かないで、後で指針などで実現していこうという、県の考えが示されたところが随所にあった。つまり、皆様方からいただいた意見を否定してのではなく、条例には書かないが、それを別の形でいかしていこうということを検討していくという回答ではないかと思う。
- ・県の条例の規定の仕方で、形式的なものだが、「責務」は「役割」と書くということで、意見が採用されなかったというものがある。
- ・ざっと分けて以上が重要なところかと思うが、順番に、ページごとに見ていく。ではまず、第1ページ第1条から第3条まで意見を賜りたい。

委員

・配布した、「たたき台 2 への再度の意見（以下「再度の意見」という。）」1 ページ目の第 3 条の基本理念に関する条項に関する規定について、今回示された、たたき台 2 では、第 3 項が削除されている。これはこれでよいかと思うが、今の条文の立て付けを見ると、「全て犯罪被害者等支援は」という形の書きぶりになっている。

・やはり基本理念というのは、「犯罪被害者の権利」を置いて犯罪被害者支援は無いので、「再度の意見」に書いてあるように、「犯罪被害者の権利」を直截に書くべきではないか。北海道、埼玉、滋賀、福岡も書いており、基本法にも同じ第 3 条第 1 項に「全て犯罪被害者はその尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する」と書かれているので、直截に「犯罪被害者等の権利」を規定すべきではないか。例えば、「再度の意見」の括弧書きのように、「全て犯罪被害者等は平穏な生活への配慮がなされるなど、犯罪被害者等としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する」という書きぶり。これは歴史的な背景がある。お手元の資料の、1999 年に全国被害者支援ネットワークが作成した「犯罪被害者の権利宣言」に七つの権利が記載されている。その第 1 項に、犯罪被害者等が尊厳にふさわしい権利を付与されると、そういう権利を有するとあるので、ここに直截に犯罪被害者等の権利を記載することが必要と思う。

・「たたき台 2」について、今回、第 2 条の（定義）の中に、犯罪被害者等のための施策というのを入れていただいた。そうすると、この基本理念第 3 条第 2 項と第 3 項について、条ずれがあると思うが、「犯罪被害者支援」よりは、「犯罪被害者等のための施策」という表現ぶりがいいと思う。基本法の第 3 条の第 2 項、第 3 項も「犯罪被害者等のための施策」と定めているので、そういうほうがよいと思う。

・たたき台 2 の第 3 条第 4 項について、「犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を促進することを旨として」という記載がある。これは非常にいい条項だと思う。ただ、これは犯罪被害者等の施策なので、各機関の連携のところに加えるのではなく、独立の条項の第 4 項でこの文言を入れたほうがよいと思う。

現在ある、第 4 項の「相互の連携」については、「各機関の協力の下で推進されなければならない」とあるので、これは元のとおり、「推進されなければならない」という規定にしたほうがよいと思う。

・基本理念条項の第 3 項について、通し番号 24 のところで、「二次被害は削除する。削除の理由として、第 4 条から第 8 条までに二次被害の防止条項が入る」ということだが、第 7 条、第 8 条に被害条項の防止条項の文言が入っているのが見当たらない。また、基本理念なので、「二次被害防止」という条項を何らかの形で基本理念の条項に入れることができると嬉しいと思う。もちろん、第 3 条第 2 項には、二次被害の状況及び原因という、二次被害の表現があるが、やはり二次被害の防止というのを基本理念の中に入れることが重要と思う。というのも、随所、いろんなところに「基本理念にのっとり」という文言が出てきて、基本理念を引く条項が並んでいる。例えば第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条に、「基本理念にのっとり」と書かれているので、二次被害の防止を基本理念の中にしっかりと置くべきと思う。

委員長

・第3条までの意見をいただいたが、ここで、この会の性格というものを確認しておきたい。この検討会で、骨子案をまとめてパブコメにかけ、パブリックコメントで出てきたものをまた検討し、もう一度第4回の検討会で議論をする。その骨子案がここで固まる。ただ、県の条例のため、その後、高知県の中で文言の整理等がなされる。

・検討会でも、一応意見は出すけれど変更が加わる可能性もあるし、案ができるから、県議会にかけられるので、県議会で修正がされる可能性がある。このような手順で行くわけだが、今、委員から出していただいた提案について、今ここで議論をして、みんなでぱっとまとまれば、検討会の意見ということになるが、今まで段階を踏んでいるので、ここではすぐに結論が出ないという可能性が高い。その場合はパブコメを聞いてから、高知県で考えていただき、もう一度4回目の検討会で出すというような手順になろうかと思うが、事務局、今言ったような手順でよろしいか。

事務局

・第3回と第4回の間にパブコメを実施する。第4回は、パブコメでいただいた意見を紹介し、県の考え方を説明するということと、条文案を示したいと考えている。スケジュールどおりいくと、今回で骨子案を固め、パブリックコメントにかけたいと考えているので、次回は条例案ということになる。

委員長

・条例案を策定する過程で今の意見は検討するということ。

事務局

・先ほどいただいた意見の中で今日整理できるものについては、今日整理をさせていただきたいと思う。第3条の「犯罪被害者等の権利」を規定すべきだという意見を頂いたが、資料2、第1条の「(1) 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。」という条例になっているので、改めて「犯罪被害者等の権利」を規定しなくとも、先ほど委員が話されたように、法には既に規定があるため、問題がないのではと考える。

・もう1点、「二次被害防止」については、これが入ることによりどの程度、条文が変わってくるのか、今、明確に分かりかねるため、「この部分が入ることによってどうか」検討した後に、結果を連絡したいと思う。

委員

・県がそういう考え方やっているのであれば、それはそれでよいかと思う。ただ、二次被害防止の条項をどういう形で入れるかについて、現在たたき台2の第3条の「(1) 犯罪被害者等支援は…」とあり、引き続いて被害者の権利が書かれ、末尾に「推進されなければならない」とあるので、「犯罪被害者等の個人としての尊厳」の前のところに、「再度の意見」の2ページの真ん中辺りの括弧書きの中に書いている、「その名誉、プライバシーの保護及び二次被害の防止など、平穏な生活への配慮がなされる」の中の「名誉、プライバシー」についてはいろいろご意見があるようなので、入れないとしても、「二次被害防止」については「平穏な生活の前」に入れていただくといいかと思う。

委員長

- ・他の委員の先生方、今の点について何か意見があれば。

委員

・基本理念のところに、「二次被害の防止」を私も入れていただきたいと思っている。事務局からは実際にどの程度、条文が変わらるのか明確に分かりかねるという話だったが、基本理念というのは、さきほど別の委員が言ったように、犯罪被害者支援を目的とした条例ができる、その柱や基礎になる部分で、「県として被害者支援をこのようにやっていくんだ」という部分ではないかと思う。

・最初に委員長から話があったように、最近できた条例には「二次被害の防止」ということに重きが置かれているので、犯罪被害者支援の柱になる部分にきちんと二次被害の防止が独立の条項で書かれることが重要。それが被害者の方の安心にもつながるのではないかと思うので、二次被害の防止については基本理念の中で明確にうたっていただきたいと思う。

委員長

・確認しておくと、「権利」という要望が出てくるのは結局、犯罪被害というものは誰にでも起き得るものである。この間から、東京の池袋や、滋賀県の大津での交通事件があったが、国民全てが犯罪被害に遭う可能性を持っているということで、これは一部の人を対象にした条例ではないので、その点では被害者の方の権利ということを明確にしておかなければならぬが、事務局からの回答にもあったように、被害者の方の権利については、全く書いてないわけではないので、それを今後どういうふうに詰めていくかということになろうかと思う。

・あと、意見をどんどん出していただければ、最終的に今回、条例に取り入れられなかつたとしても、そういう議論があったということは、議事録に残るので、ぜひ意見を出していただきたい。では、次に移る。2ページ目の第4条から。

委員

・第2条第3項に「名誉の毀損」と「名誉の侵害」という言葉が出てくるが、内容的に余り変わらないような気がする。あえて、この「名誉の毀損」と「名誉の侵害」を書き分ける必要があるのか、少し疑問に感じるが、その辺はどうか。

事務局

・2名の委員から、「名誉の毀損」を入れたらどうかという意見と、もう一つは「及び名誉の侵害」を入れたらどうかという双方の意見をそのまま反映させていただいた。おっしゃるとおり並べて見ると、同じ意味ではないかと考えるので、調整をさせていただきたい。

委員長

- ・確かに第2条第3項は重複しているので事務局で検討していただく。では、次のページ。

委員

・細かいことだが、第1条の目的規定の（2）、これは県、県民、市町村、事業者及び民間団体の「責務等」の「等」に「役割」が入っているという趣旨だろうと思うが、市町村、事業者、民間支援団体については、「役割」という説明なので、これは「…民間支援団体の責務もしくは役割などを明らかにする」というふうに、等の前に「役割」を入れたほうが後とのつながりがいいのではないかと思う。

・第4項の「図る」が削除されているが、「犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図る」などで、「図る」を入れたほうがちょっと条文的にはよいと思うが、これは考え方の違いなので、特にこだわりがあるわけではない。

委員長

・前者のほうはいかがか。「責務もしくは役割」という表現のほうが問題があるか。

事務局

修正は可能だと思うが、法務関係部署と協議をし、県条例の記載の表現の仕方に統一させていただくことになると思う。意見のように修正はしておく。

委員長

・第1条から第3条まで他に無ければ、次の2ページの第4条から第7条まで、いかがか。

委員

・県の責務（第4条）と県民の役割（第5条）のところの県民の役割の（1）以降は、「基本理念にのっとり」に、線が引かれている。少しよく分からぬが、両方とも「二次被害を生じさせることのないように十分な配慮」という条項が入っているので重複する。

ただ、基本理念の方には二次被害を消すと書いてあり、第5条は、「基本理念にのっとり」を削り、第4条の方は「基本理念にのっとり」が残っている。これは、どっちがどうなっているのかと思う。

委員長

・今の質問は、第4条、第5条、第6条、第7条に、もともと、「基本理念にのっとり」と全部書かれていたが、第5条だけ削除されているので、その趣旨を教えてほしいということ。

委員

・あと、2ページの第9条の「連携体制の整備」にも「基本理念にのっとり」の文言がない。

・「再度の意見」を見ていただきたい。第9条の「連携体制の整備」が、新しくたたき台に加わったが、通し番号図（資料1）を比べて見ると、「第20条の支援推進会議の規定だけでは、新しい連携体制若しくは支援体制の整備ということは不十分ではないか」という意見を踏まえて、第9条の条項を作ったと理解しているが、そうであるならば、第20条（支援推進会議）、第21条（支援に関する指針）との関係で、透明性の確保からも推進会議及び指針に一本化して体制の整備ということで統一すべきではないかということになる。つまり、この第9条の規定を第21条（支援に関する指針）の第1項のほうへ移したらどうかと。具体的には、「再度の意見」第1（1ページ）の括弧書きに書いてあるように、第21条第1項として、「県は、国、市町村、民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に関するものと相互に協力して犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため」と赤字で入れたが、その体制を整備するものとするということで、第21条第

1項に移して、第21条第2項は、「総合的かつ計画的に推進」を削除し、「前項の目的を達するため」という目的規定を入れ、第9条と第20条、第21条に総合的に整合性を保たせるというふうにしたらどうかと思う。

事務局

・第5条だけ「基本理念にのっとり」を削除した経緯だが、委員の方から意見をいただき、第3条の第3項が整合性がとれないということで削除をした関係で、第5条の（県民の役割）についてだけ「基本理念にのっとり」という文言を削除した経緯がある。当初は第3条（基本理念）の各項に「二次被害についての配慮」を全部規定しており、各支援機関、第4条以降に「基本理念にのっとり」と書き、その文言で「二次被害についての配慮」を読むという構成にしていたが、委員の皆様方からいただいた意見により、第4条以降、各条項に「二次被害についての配慮」を規定したほうが、二次被害について、より県が配慮しているという姿勢を示すことができるということで、構成を変更させていただいた。

・第3条第3項を削除した関係で、県と事業者、市町村については、「支援機関」であることから、第3条の「犯罪被害者等支援は…」というところで、「基本理念にのっとり」と書くことができるが、県民に限っては第3項の「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏が…」を削除した結果、「基本理念」を参照できなくなり、結果、第5条だけ「基本理念にのっとり」を削除させていただいた。

委員長

・もう一度考えていただくということでよろしいか。
・今の質問、第9条（連携体制の整備）について、「再度の意見」の資料の2番のところ、第1「第9条の連携体制の整備について」の2にある、第21条第1項に移すという提案についてはいかがか。

事務局

・第9条で規定している「連携体制の整備」は、実際の支援や施策を進めるに当たっての、国、市町村、民間支援団体等の支援の連携を構築し、より速やかに細かくきちんとした支援が作っていけるような体制を整備し、支援体制を作っていくという意味になっている。
・第21条については、支援に関する指針の策定について定めたもので、この部分はそれぞれ独立した条文でないと逆に意味合い、整合性がとれなくなると考える。第20条の（犯罪被害者等支援推進会議）において、支援や第21条で新たに規定している指針について、委員から具体的な意見等を伺い、県で作成していくことになる。

委員

・今の説明だと、第3条（基本理念）(4)の赤字のところを除いて別出しにしてほしいということだったと思うが、赤字の部分を別立てにすると、「犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者による相互の連携及び協力の下、推進されなければならない」ということで、第9条の新しい体制の整備の話が、体制の整備というよりは推進のほうに意味合いがあるということになると、この3条の(4)と重複するのではないかと、今の指摘を聞いて思ったが、いかがか。

事務局

- ・実際の支援に当たっては、相互の連携、協力の下で進めていかなければならないということを基本理念として、連携体制を整備していくということを第9条で定めたということになる。

委員長

- ・今の提案は、第3条も変更するということが前提にあるということ。

委員

- ・いやいや、新たなことを別立てにするのは別にして、第3条の(4)は、このまま、多分残してもいいと思う。ただ、基本理念に書くべきことかな、という疑問はある。

- ・これはこれでやる意味もある条項だと思うが、ただ、今回、第9条に、新しい条項が提案された。意見のところを見ると、第21条の推進会議で、「新しい体制を作っていくことだけでは足りないのではないか。各機関が連携をして体制の整備、進むべきそういう具体的な条項を書かなければいけないのではないか。」という意見を踏まえて、この第9条ができたという整理ではないか、資料1には、そう書いていると思っている。

事務局

- ・具体的な連携体制の在り方といったものについては、今後、指針の中に盛り込んでいきたいと考えている。

委員

- ・資料1の整理表15ページ88番の「各委員からの意見」の上から2番目、『骨子案では第20条の「高知県犯罪被害者等推進会議」が連携協力に係る規定されているが、不十分と考える』と、こういう意見を踏まえて、第9条を新たに新設した、連携体制の整備を誇示したという、県の考え方方が示されていると思うが、そうであるならば、第20条の下に第21条と合体して体制の整備。そういう立て付けにされたほうがいいのではないか。

委員長

目的自体に問題があるわけではなくて。

事務局

そうですね。

委員長

- ・どうすれば一番被害者のためにいい支援ができるのかということだけ、だけと言ったらちょっと言い過ぎだが、そこには、もちろん背景や基本理念もあるが、やはりそこをもう一度考えていただくということで先に進めさせていただいてよろしいか。

- ・他の委員の先生方、今の議論について意見があれば伺うが、いかがか。
- ・次の3ページでは、先ほど私が紹介したように、大体、指針にするのか、条例に書き込むのかということだが、一番最初の「相談窓口の設置」は、今のところにも関わるが、どう支援するのかというところで、被害者の方からの一番大きな不満の一つは、「1回で済まない」ということ。どこかに相談に行っても終わればまた次に行ってくれと言われ、また同じことを説明する。それが非常に不満なので、相談窓口を設置して1カ所で終わるようということがよく言われる。事務局から先ほど回答をいただいているが、県と、県警でも検討され、それを踏まえて県として回答されているということなので、第10条の相談窓口の設置については、県警の意見も伺いたいと思

うがいかがか。

事務局（県警）

・相談窓口について、県警としては、県も含めて県内全ての市町村に犯罪被害者に関する総合相談窓口が設置されていると認識している。

・警察では、犯罪の被害者に対する相談窓口は、全ての所属にある。しかし、被害者の要望の一つ一つを全て警察で充足することは、やはり難しい。

・また、被害者の方が、一番最初にどこに相談に行くのかは、この条例でも触れられているが、警察であるとは限らない。全ての被害者等が警察で把握できるものではないということをご理解いただきたい。

例えば、性犯罪被害者の方が警察には話したくないけれど、支援は受けたいので相談させていただきたいということがあれば、まず最初に相談を受理したところからのスタートとなる。被害者支援は、被害者の要望により行われるものであることから、警察には話したくないという要望なら警察には知らされない。警察にもお願いしたいということなら、そこからやっと警察が対応できるものである。

・犯罪に関係することなので、警察に一番最初に相談されることも多いと思うが、その場合でも、例えば公営住宅の入居などのように警察で対応することができないことも多々ある。その場合、被害者の要望を把握して、警察の支援担当者が、県や市、その他の関係機関に情報提供していくという形になる。その場合でも、引継ぎがきれいにできていることが一番大事ではないかと考えている。今現在、全ての市町村や県に相談窓口があるので、警察に寄せられた被害者の要望で、警察では対応が難しいことなどは、確実に引継ぎを行っていく。

事務局

・条文の中にあるように、「専用の相談窓口を設置し」ということだが、既に県警では犯罪被害者支援センターに委託をし、そして県の県民生活・男女共同参画課からも性犯罪被害者のセンター補助金を出している。

・そういう専門的な窓口に、ファーストタッチがあったときに、すぐにつないでいけるようなシステムを作っていくのかということ、つまり、市町村の隅々にまできちんと情報が行き渡り、そしてその専門的な窓口で、こういった場合はここへ連絡すればこの人は助かるということ。情報の整理などを体制整理・連携体制の整備の中でぜひやっていかないといけないのでないのではないかと考えている。

委員長

・やはり県警としては、条文を変えるということではなく、もう少しこの相談窓口というのはどういうものであるのか、今、事務局に説明いただいたようなことも含めて、もう少し県民の方に相談窓口の役割等をきっちり広報する必要があるという趣旨。

事務局（県警）

- ・市町村の相談窓口については、研修を行っていると思うので、連絡体制などについて更に教養していただき、被害者が市役所に相談に来た後、警察につないでいただければ、警察は警察総合相談窓口など24時間で受理できるような体制になっているので、すぐに対応することができる。
- ・あとは、警察では対応できないところについて、現在も関係機関に情報提供して被害者の要望に添えるように努力しているが、条文に「連携体制の整備」とあるとおり、情報共有を確実に行っていくために、県・市町村の相談窓口の担当者への研修や担当者と警察署との日常からの連携を行っていくことが重要であると考える。

委員

- ・民間支援団体のほうで提案させていただいているが、県の役割と市町村の役割、その県の相談窓口と市町村の相談窓口、それぞれ役割が違うと思う。自治体の相談窓口というのは、県警がおっしゃったように、犯罪そのものに関わるというより、むしろ、家事・育児・介護や医療・保健等、被害者若しくは被害者家族の生活全般にわたる広範な生活支援に関する相談窓口をイメージしている。意見書にも書かせていただいたが、例えば性被害だと、なかなか、顔の見える関係の地元の自治体に相談に行けない、行きづらい。そういうときには県に相談窓口があったほうがいいかなというはある。

- ・もう1点、部屋がないといつ誰にそこで会うか分からないので、相談室をぜひ設けていただきたい。これはプライバシーの保護、顔が見えづらいという狙いがある。

委員長

- ・それが第9条の相談窓口から、その後の第10条以降の経済的負担、日常生活の支援、心身に向けた影響からの回復の部分につながっていくわけだが、そちらのほうはいかがか。
- ・先ほどから出ているのは、条例、指針どちらで規定するのか。県の回答だと条例ではこれぐらいの書きぶりで、細かいことは指針で考えていくという回答だが、いかがか。

委員

- ・経済的負担の軽減の条項の前に、福岡県のように損害賠償の請求についての援助をするという条項を入れていただきたい。
- ・資料1の説明を受け、細かな指針で補えるということだが、福岡県では条例の中に入れているので、本当に数は少ないが、甚大な損害や殺人等の当事者になった場合、非常に大きなダメージを受けた被害者への支援についてはやはり県である。
- ・私は素人だが、人を支えてきて、こういう条例があると被害者の方はやっぱり温かさを感じると思っている。もしかしたら違うかもしれないが、意見として述べさせていただく。
- ・今回は、いろいろ細目があるので、方針として、このことについてはこういうことでいくと述べていただき結構なので、条例の中に入れていただくと、もし被害者の方をご案内するときに、こうして県は、何か網を小さくしてあなたを守ろうとしていますよという姿勢が現れるのではないかと思っているので、あえて述べさせていただいた。何でもかんでも県が損害賠償の請求を支援するのではなく、本当に重大なものや殺人等。あと、想定で、考えたくないが、親がそういう被害に遭って、子どもさんが一人で立たなければならないということもあるかもしれない。そのときに、こういう条例があると、支援に当たる者は子どもを支えられるという気持ちになる。

委員長

・今の意見は、被害者の方から、かなり強い要望として出ている。一番困っているのは、損害賠償請求である。あと取り立てられないから、その取立てを自治体にやってほしいという意見もある。ただ、そこは、まだ今回は県の条例なので、これから市町村の条例にいき、市町村がそこでどういう役割を持たされるかという高知県の問題がある。ただ、おっしゃったことはすごい重要なことで、損害賠償請求については、私も、被害者の方からかなり聞いている情報である。

・その次も非常に重要なことで、今の被害者支援の動きを少し紹介すると、従来では被害者の方、あるいは被害者の子どもが亡くなったらその両親の援助となっていたが、最近はもっときめ細かな支援で、家族の援助まで広げていこうと。例えば、今言われた、遺された子どもの、あるいは亡くなった子どものご兄弟が学校に通っている場合についても支援が広がっている。非常に貴重な意見だと思う。それはこの条例の中か、あるいはそれが無理でも指針の中でぜひ考えていただきたいと思う。

委員

・今、損害賠償の関係、非常に重要なご指摘だと思う。ご承知のように、平成20年12月に被害者参加裁判が始まったその時期と合わせて、損害賠償命令制度ということができ、2,000円の印紙で、裁判所から同じ刑事をやった裁判所が損害賠償命令を出せる制度ができた。あれからもう11年経つが、実はこれは、損害賠償命令が出るだけの話で、やがて、加害者は刑務所に行ってしまい、資力がない。要するにペーパーで終わってしまうという実態がある。意見書の後ろのコメントに載せたが、高知であった実際扱った例だが、実際に命令が出たら10年間は取立てできるが、「加害者が派出所してきた、どこかに勤めたと情報がある。何とかなりませんか。」と、「7・8年たって来られて、10年待ってできた、給料の差押えをしようか。」と。ところが費用がない。その費用の立替えぐらいしてくれたらそのお母さんは助かる。そういう実態が現実に高知でもある。そういうところを何かもう少し温かく、県なり自治体が手を差し伸べていただければ、随分助かる、家族、遺族、被害者もいると思う。ぜひよろしくお願ひしたい。

委員

・今、損害賠償命令の話が出たが、これは、印紙代2,000円ができるが、自分でやろうとすると、訴状に自分の名前や住所を書かなければならない。そうなると、加害者の手元にその書類が行くので、自分の住所も名前も知られてしまう。病院代が発生していたり、物を壊されていたり、家族を殺されていたりという状況の中、本当は損害の回復が図られなければならないが、加害者に住所も名前も明かすことができないというところがあり、そこは弁護士を頼めばクリアできるが、弁護士を頼むと弁護士の費用がかかる。その費用を法テラスの立替えの仕組みを使ったとしても、最低でも10万円程度は費用がかかる。費用をかけて行っても、加害者が、「刑務所に行きますから払えません、お金がないので払えません」ということになると、被害者の持ち出しになってしまい、結局、被害回復が全く図られない。自分が望んで被害に遭ったわけではないのに、助けてもらえないという状況になるので、この損害賠償の経済的負担の軽減とはまた別途に、損害賠償についての支援、条例の中で費用を出しますということまで書かなくてもいいかとは思うが、そのような支援を県としてしていくのだというところを書いていただけると、先ほどおっしゃったとおり、被害者の方は随分、温かい気持ちになるのでは。誰がいつ被害に遭うか分からないの

で、県民の支援として、大事なところではないかと思う。

委員長

・第16条（雇用の安定）で、ここも、「職場における二次被害を防止するため」という文言を書き加えていただいているが、あと、第6条（事業所の役割）で、第3項に、「犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うように努めるものとする」と。これは、前のNHKの報道でも、雇用に関する問題というのは取り上げられていたところでもあるので、ぜひここは関係する委員にコメントをお願いしたい。

委員

・何度か申し上げているが、犯罪被害者の方が仕事を失うことがないように事業者の皆さんに配慮していただき、プライバシーを守っていただきたり、必要な休みがあるのであれば、そのお休みを与えていただく等の支援をしていかないといけないと思っているので、労働局もしっかりやっていきたいと思っているが、高知県と民間支援団体としっかりと協力をして進めていきたいと思っている。（以上、質問箇所と相違した箇所に関して回答されていたとのこと。次行以下で訂正。）

・「被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うように努める」ということなので、被害に係る法的手続のために休業が必要になることもあろうかと思うし、会社に対してそういうことでいろいろご相談することもあるかと思うが、それが他の人に漏れないように、プライバシーをしっかりと守っていただくように、企業に対して必要な配慮を行っていただくよう、当局の方も周知していきたいと思っている。それについては、県、市町村と共に連携して進めていきたいと思っている。

委員長

・先行条例を参考にして、高知県条例は細かく書いていただいているが、事業所の役割についても、二次被害の問題、市町村の問題、さらにそれに加えて法的手続に適切に関与することができる等、委員の皆様から出た意見を書いていただいているので、その点は、今までの条例よりも進歩しているところかなと思う。

・次は、第18条（人材の育成）から。先ほども出てきた推進会議のことと、あと最後に、これも、最近の先行条例の新しい規定だが、第23条に「個人情報等の適切な関係」というのが置かれている。これは他のところではまだ余り規定されてないが、個人情報の重要性に鑑みて、こういう規定も置かれたということだが、いかがか。

・第18条についても委員の皆様からの意見を採用して、「日常生活の支援」という文言が出てきた。日常生活の支援は、非常に重要だと言われているので、この文言を条文の中に書き込むのは非常に意義があると思っている。このページ、他にいかがか。

委員

・先ほど、第9条の件が話題になったが、体制の整備のことで言えば、確かに、この第3章の第20条の前か後ろに置いたらどうか。第20条（高知県犯罪被害者等支援推進会議）はあくまで県の内部の附属機関のことだと思うので、第20条の中に置くのは少しおかしいかと思う。なので、第20条の前後に置くという手があるかと思う。またそれはご検討いただきたい。

委員長

・今後、特に市町村条例が非常に重要になってくると思っており、日本の場合は国と都道府県とそして市町村という3層構造であり、実際に生活に密着してゐるところは市町村なので、市町村で条例を作つていただかないと、体制が確立しないと考えるが、いかがか。発言いただいてない委員から一言いただければ。

委員

・市町村条例の制定については、県の条例の方で市町村の役割、また国や県、民間支援団体さんとの連携というところも定められているところなので、必ずしも全ての県下の市町村でそれぞれ条例を作らなくても、支援体制は進めていけるのかなと思っており、また、それぞれの市町村の個別の事情があるかと思う。

・先ほどお話のあった体制のことについては、第3条（基本理念）のところにも、「市町村、民間支援団体で相互に連携して協力する」ということが、基本理念として入つており、また、責務、役割のところにも「基本理念にのっとる」ということが出ているので、先ほどお話しがあったように、第9条が推進の体制の中に入つてもいいかと思う。

委員

・他の委員も申し上げたが、県が全県下的に条例を先行して作られるということであり、一方、今日の資料の市としての対応を見ると、明石市が非常に先進的で、かなり突っ込んだ取組をされている。様々な委員からも意見が出ていたが、市としての条例化の検討は確かに必要であると、我々も感じているところである。ただ、条例自体に書き込むのか、あるいは規則でやるか。条例となると当然議案となり、変更が必要となった場合にスピーディーな対応ができないというデメリットもあるので、使い分けの検討も必要であり、さらに県と市の条例の役割分担もあるので、全体のバランスを見ながら、今後検討していきたいと思う。

委員長

・連携の問題でいうと、医療機関との連携というのも重要な課題であるので、委員のほうから一言お願いしたい。

委員

・医療の立場というか、被害者の支援の立場でいろいろ思ったが、まず委員からも出た「二次被害」について、被害者の方や家族の方に支援する中で、やはり二次被害の問題のほうが大きいのかなと。特に、被害者支援を県としてどうするかというときに、県民の方々に対し、「二次被害の防止はきちんとやって行く」ということで大事にしていただきたいと思う。被害そのものよりも二次被害で本当に苦しんで、特に周囲の方の無理解や、被害に遭っているということすらもなかなか友達に言えないという状況の中で、苦しんでる方がいるので、その方を関係機関等がどう支援するかだけではなく、「二次被害は防止しましょう、二次被害のことについてきちんと知っていただきたい」ということが大事ではないかと思って聞いていた。

・二次受傷、代理受傷について、特に災害のメンタルヘルスなんかもやっていて、支援者の方の代理受傷、二次受傷がすごく大事な問題で、被害者支援をする人たちが大きな役割を果たす中で、代理受傷、二次受傷に対する支援が本当に大切で、そこを防止するなり、支えるということが大事なんだというところがどこかにあったらしい。

・実際には、被害者の方が医療機関に相談に行くことにつながるのがすごく大変だろうと思う。特に個人情報もあるので、医療機関に来たときに、「この方、犯罪被害者です」等、いろんな事件の被害者だということが医療関係者に適切に伝わっていない。「単なる鬱ですね」、「単に不安がありますね」、「あとはお薬飲んで大事に」というところで終わってしまいかねない。個人情報もあるが、5年10年とかという長い期間で一緒に支援していくということが大事なので、その辺りを指針の中で書き込んでいただきたい。確かに条例は「こんな形で県としてやります」ということはあるかと思うが、実際現場で私たちが、10年20年かけて関わってるときに、最初に関わっていた人たちは全く知らない中で苦労されてる方も多いかと思うので、その辺りも考えていいっていただきたいと思う。

委員長

・中長期的な支援も非常に重要だということが言われており、被害者の方からいうと最初、緊急の支援も非常に重要だが、それから後、数年たつたらだんだん忘れられてしまうというようなことがあるので、そこを支えていくのはやっぱり自治体だと思う。一番最初に警察、そして被害者支援センターが支援に当たられるわけだが、息の長い支援ということになれば、これはやはり国、都道府県、市町村が被害者を支えていただくということになると思う。そして何よりも、条例を制定することは、やはり、住民の意識を変えていただくというところに貢献できるのではないか。こういう議論や検討会議もあり、それが報道され、議事録でも出てきて、また当然に、議会で審議をされるので、その情報は逐一県民の方に流れる。そうなると、県民の方も被害者支援の重要性を分かっていただけると。何よりもやはり被害者支援の周知度が低いのが現状なので、そういう点ではこの条例を作る意義は非常に大きい。

委員

・今回示された資料1の書きぶりについて少し意見を言わさせていただきたい。この資料は、県の考え方を示したものであり、例えば指針を検討、実施要項を作るという段階で大きく影響するものと考えている。幾つかの「県の考え方」の記載の方向として「再度の意見」の1～3ページに5つのパターンぐらいを書いているが、1、2、3はこれはこれでいいとして、4番目の具体的施策の実施については、「その施策の必要性の検討の上、判断していくので条例の規定になじまない」と。それから5番目の「規定はしない」、「規定は不要」、「定義はしません」、「意見を反映しません」と、こういう言い切り方が県の考え方の中に記載されているが、この表現はいかがなものかと思う。

例えば、民間支援団体への委託方式は当然考えられることという意見に対し、これは「規定しません」ということだが、切り捨てないで議論をしてもいいのではないかと思うし、それから旅行者、一時滞在者の支援についても「条例の射程範囲は県民等ではないか」と、実際に適用する場面で議論にならないように書き込んだらどうかと思う。実際私もイギリスとドイツに行って、EUの関係、外国の支援について向こうで話をいろいろ聞いてきたが、旅行者、一時滞在者については色々な配慮がされているということであった。

あと、「条例の規定にはなじまない」という表現について、他県の例では具体的事項を条例に書き込むことがある。例えば、三重県は、条例の中に、死亡の場合の60万円と金額まで書き込んでいる。だから、こここの性質上条例に書き込めないということではないと思うので、この表現はぜひ削除していただき、前段の具体的施策については、その必要性を検討の上判断していくこととなる。こういう表記ぶりにしていただきたいと思う。

・指針とか、実施要領の中で具体化をしていく一つの方法としてあるとは思うが、規定はしないとか、条例になじまないとかという県の考え方を示されると将来において、また担当者が変わったときに、この記録が残り「ああこういう議論がなされたのか」ということになりかねないので、ぜひもう少し柔らかい表現にしていただきたい。特に経済的支援に関する民間団体の意見や、活動場所の提供についての民間団体の支援、意見について、毎月20万円の賃料の負担というのは民間支援団体としては死活問題。今後とも推進会議の中で主張していくが、「今後の状況を踏まえて検討していく」としていただきたい。弁護士による相談体制、刑事手続への参加、先ほどの損害賠償、再被害については、資料をお配りしているので詳しいことは省く。

・委員からお話があった二次受傷についても、この条例が被害者支援に特化した条例であるということを理由に「必要ない」と県の考え方で書き切っているが、被害者支援に携わる者のストレスに触ることは特化条例として極めて整合するのではないか。県の考え方の理由部分は削除していただきたい。むしろ二次受傷については指針で定めるとあるので、これが定められたときは二次受傷について規定を定めていただきたいと思う。

・最後に市町村条例だが、これは昨年の11月1日付けの高知弁護士会会长名で「条例を自治体に作ってほしい」という会長声明を県下各市町村、議会執行部の方にも送り、西のほうのある自治体からは、議長名でその自治体としてはぜひ作りたいという回答も事務局のほうに来ている。各市町村の判断だが、我々としては、これから、県下市町村全体に特化条例を作ってきていただくような案内を検討したいと思っており、高知県にできれば全国、北は北海道から南は沖縄まで特化条

例ができるような運動もしていきたいと考えているので、ご協力のほどよろしくお願ひしたい。

事務局

・先ほどの意見だが、「条例規定になじまない」という表現の仕方について、「この条文を基に今後検討していく」ということと意味は同じ。具体的施策の例示について予算を伴うものについては、その施策の具体的内容を設計し、その必要性についてニーズ、実績、見込みなどをきちんと整理して議会に諮るという一定のプロセスが必要になる。そういったことを一つずつ議論して、条例を作っていくとなると本当に時間が掛かるということで、こういう書き方をさせていただいている。ただ、説明したとおり、この条例で「必要な施策を講ずるものとする」といった規定で、その施策についての実施は読み込めるので、そこの条文を基に今後、実績やニーズ、見込みなどをきちんと検討した上で、一つずつ、具体的施策を実施につなげていきたいと考える。本日お示しした考え方が、今の段階での県の答えとさせていただきたいと思っている。

委員長

・これでパブリックコメントに出させていただき、パブリックコメントの意見や、今日出していただいたご意見を基に、第4回の検討会で最終的にまとめるという段取りにしたいと思う。また、第4回については追って連絡をさせていただく。本日の議事はこれで終了する。それでは、進行を事務局にお返しする。

(司会からの挨拶)